表八　吉野川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更	旧　黒谷川	左岸　徳島県美馬郡美馬町字松の花二十七番地先 右岸　同町字東宮の上二十六番地先	中鳥川への合流点
変更	新　黒谷川	左岸　徳島県美馬市美馬町字松ノ花二十五番二地先 右岸　同市同町字東宮ノ上二十六番二地先	吉野川への合流点
変更	旧　中鳥川	吉野川からの分派点	吉野川への合流点
変更	新　中鳥川	徳島県美馬市美馬町字宮前百五十三番二地先	吉野川への合流点
変更	旧　高瀬谷川	左岸　徳島県美馬郡美馬町字黒ツエ四十五番地先 右岸　同町字上野十番の二地先	中鳥川への合流点
変更	新　高瀬谷川	左岸　徳島県美馬市美馬町字黒ツエ四十五番地先 右岸　同市同町字上野十番の二地先	吉野川への合流点
指定	芝生中鳥川	滝谷川からの分派点	吉野川への合流点
変更	旧　箸ヶ谷川	左岸　徳島県三好郡三野町大字清水字登千百三番地先 右岸　同町同大字同字千百十八番地先	中鳥川への合流点
変更	新　箸ヶ谷川	左岸　徳島県三好市三野町清水字登千百十七番五地先 右岸　同市同町同字千百十二番一地先	芝生中鳥川への合流点
変更	旧　滝谷川	左岸　徳島県三好郡三野町大字加茂野宮字北西王子千六百六十三番地先 右岸　同町同大字同字千六百六十一番地先	中鳥川への合流点
変更	新　滝谷川	左岸　徳島県三好市三野町加茂野宮字北地千六百七十八番一地先 右岸　同市同町同字千六百七十番一地先	吉野川への合流点

表九　筑後川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
変更	旧　浦田川	鳥栖市山浦町字大町前二千七百六十三番二地先の県道橋	安良川への合流点
変更	新　浦田川	鳥栖市山浦町字五本谷二千四百八十五番五地先の市道橋	安良川への合流点
指定	石松放水路	石松川からの分派点	有田川への合流点

備考

一（一）区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。

（二）区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

二　これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十四年四月二十六日現在のものである。

○国土交通省告示第五百三号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を指定し、又は変更し、若しくは廃止するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十六日　　国土交通大臣　前田　武志

前文中「平成二十三年三月十八日」を「平成二十四年四月二十六日」に改める。

表十四中

「岩木川（十三湖を含む。）	右岸	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添四十八番地先 同村同大字字河原沢国有林百四十七林班い[2]小班地先
「岩木川（十三湖を含む。）	右岸	暗門川の合流点
「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字河原澤国有林百四十七林班へ小班地先の大川砂防堰堤下流端
「岩木川（十三湖を含む。）	左岸	暗門川の合流点
「湯の沢川	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字尾太国有林百二十四林班る小班地先の砂防堰堤下流端
「湯の沢川	左岸	岩木川への合流点
「湯の沢川	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林百十二林班の小班地先
「湯の沢川	右岸	岩木川への合流点
「湯の沢川	右岸	同村同大字字湯ノ沢国有林百十二林班う[3]小班地先
「大沢川		青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大沢国有林百四十四林班ろ[1]小班地先の砂防堰堤下流端
「大沢川		岩木川への合流点
「大沢川		青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大澤国有林百二十九林班と[1]小班地先の砂防堰堤下流端
「大沢川		岩木川への合流点
「暗門川		青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼川辺国有林百八十林班に[5]小班地先の第二号暗門堰堤下流端
「暗門川		岩木川への合流点
「暗門川	左岸	青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字安門澤国有林百七十四林班ほ[1]小班地先
「暗門川	右岸	同村同大字字安門澤国有林百六十五林班は[3]小班地先
「暗門川		岩木川への合流点

改める。

表八十二中中鳥川の項を削る。